

# けんぽQ&A

## Series 45

Q 健康保険に入社・加入し、しばらく働いて数年後に退社。その後国民健康保険に加入した場合保険料の重複納入はありますか？

A いいえ、ありません。

例えば、平成28年1月1日に入社し、平成29年4月10日に退社して平成29年5月10日に国民健康保険に加入するとします。

この場合、平成28年1月分の健康保険料は、翌月2月の給料から1月分の保険料を控除します。

順に、2月分の保険料は翌月3月の給料から、3月分の保険料は翌月4月の給料からという風に、翌月の給料から前月分の保険料を控除するようになっています。

次に退職する平成29年4月に関しては、4月給与から前月の3月分の保険料が控除されます。

国民健康保険への加入手続きが遅れた場合でも健康保険の資格喪失の日が国民健康保険の資格取得日と規定されていますので、資格取得日の属する月から国民健康保険の保険料を負担することになります。

よって、健康保険と国民健康保険の保険料の重複は発生いたしません。

補足として、健康保険を月末に退社する場合は、資格喪失が翌月1日になりますので、退職月に2か月分（退社前月・退社月）を納付します。